

公益財団法人日本住宅総合センター

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅総合センター（以下「この法人」という。）の定款第32条に基づき、役員報酬及び役員退職慰労金並びに費用に関する事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事のことをいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうちこの法人に、毎週1日以上勤務する者をいう。
- 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 役員退職慰労金とは、1年以上在職した常勤役員が退職（死亡した場合も含む。）した場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬表（別表）に基づき役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、理事会及び評議員会の出席謝金として、1回につき、25,000円を支給する。

(報酬額の決定)

第5条 この法人の常勤役員報酬額は、常勤役員報酬表（別表）のとおりとする。

- 2 各々の常勤役員（常勤監事を除く。）の報酬額は、役位別報酬額の範囲内で、理事長が理事会の承認を経て決定する。
- 3 各々の常勤監事の報酬額は、役位別報酬額の範囲内で、評議員会の承認を経て決定す

る。

(支給方法等)

第6条 常勤役員の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

2 その他支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」に準ずるものとする。

(役員退職慰労金の額)

第7条 役員退職慰労金の額は、在職期間における役位別報酬月額実績1月につき、100分の12.5を乗じて得た額の合計とする。

2 前項の規定による役員退職慰労金の額は、職務実績に応じ、理事会はこれを増額し、又は減額することができる。

3 支払方法その他詳細は、別に定める職員を対象とする「職員退職手当規程」に準ずるものとする。

(費用の支給及びその額)

第8条 この法人は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「職員給与規定」に準ずるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人への移行登記の日〔平成25年4月1日〕から実施する。

(別表) 常勤役員報酬表

役位別報酬額

役 位	年 俸
理 事 長	18,500,000円
専務理事	17,500,000円
常務理事	15,000,000円
理 事	12,500,000円
監 事	11,500,000円

但し、1週間の勤務日数が5日に満たない場合は上記の額に次に定める割合を乗ずる。

(1) 週4日 80%

(2) 週3日 60%

(3) 週2日 40%

(4) 週1日 20%